

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 中期計画

国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 31 条第 1 項の規定及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）第 2 期中期目標に基づき、本学の第 2 期中期計画を以下のとおり定める。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○教育の成果

- 1) 博士前期課程では、国内外の教育研究機関・企業等において先端科学技術に関する研究あるいはその活用・普及に従事する人材を養成する。
- 2) 博士後期課程では、自立して研究が遂行でき、国際的な場で主導的な役割を果たすことができる科学技術研究者を養成する。

○アドミッションポリシーに基づいた学生受け入れ

- 3) 本学における教育の目的・目標、教育方針、アドミッションポリシーを、国内外に多様な方法で発信し、アドミッションポリシーに沿って入学者を選抜する多様な制度を整備する。また、秋季入学制度により留学生・社会人の積極的な受け入れを促進する。

○教育課程・教育方法

- 4) 博士前期課程では、社会人を含む多様な入学者に対して、専攻分野に関する高度の専門的知識・研究能力と関連する分野の基礎的知識に加え、研究者・技術者としての倫理性、グローバル化した社会で活躍できるコミュニケーション能力、論理的思考力に基づく問題解決能力を養成するため、体系的できめ細かな教育プログラムを実施する。
- 5) 博士後期課程では、国際的な教育研究環境の下で、自立して高度な研究活動を遂行できる問題発見解決能力を養成するため、世界水準の研究活動に主体性を持って参加させる。また、国際社会で主導的に活躍できる能力を養成するプログラムを実施する。
- 6) 広い視野、総合的な判断力を養成するために、各研究科が連携して、横断的な授業カリキュラムを編成・提供する。また、最先端の研究成果を常に教育に取り入れるとともに、学際・融合領域や新たに社会的に要請される分野に参加する人材を養成するための取り組みを行う等、先端科学技術大学院大学にふさわしい教育を行う。
- 7) 情報機器を活用した教育と学習支援、研究科間の学生交流や地域での活動によるコミュニケーション能力の養成、多様なニーズに対応する他教育研究機関・企業と連携した教育等、様々な教育方法を活用する。
- 8) 異なる専門分野の教員を含む複数指導教員制の下、学生を研究に参加させ、複眼的視点で研究指導を行う。

- 9) 博士前期課程学生に加えて博士後期課程学生も対象とし、社会の多様な場で活躍するために必要とする知識と能力を高めるためのキャリア教育を入学時から段階的に行う。

○教育のグローバル化

- 10) 全学生の10%、博士後期課程学生については20%を目標として留学生の受け入れを推進する。さらに、英語のみによる学位取得が可能な英語コースを整備する。
- 11) 海外の研究者を教員等として積極的に招へいするとともに、海外諸国の主要な交流協定締結機関と連携した教育プログラム等を整備する。
- 12) 日本人学生の国際性の涵養や学生の自立性を伸ばすために、英語教育の充実、海外国際学会での発表の支援等を行うとともに、海外への留学を積極的に推進する。また、留学生等を対象とした日本語教育及び日本の文化・歴史の理解に資する取り組みを行う。

○成績評価（学位授与）

- 13) 課程において身につけさせる知識・能力とその教育方法、各授業科目等の教育目標・成績評価基準、学位論文の審査基準を学生に示し、適確な成績評価、学位審査を行う。
- 14) 複数指導教員により、各学生の学修及び研究の進捗状況の定期的な評価及び助言を行い、学位授与までの教育のプロセス管理の透明化を図り、標準修業年限内の学位授与を促進する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 15) 全学教育委員会を中心として組織的に大学院教育の実質化とグローバル化を推進する。特に、教育のグローバル化については、国際連携推進本部の企画立案を受けて、全学教育委員会がより実質的な企画推進を担う体制をとる。
- 16) 日本人教員の適切な配置に加えて、外国人教員の積極的な採用にさらに取り組み、また、外国人研究者の特任教員等としての招へいにより、教育のグローバル化を推進する。
- 17) インフラとしての情報環境システムとともに電子図書館システムの継続的な充実を進め、学生が学内・学外の多様な学術情報に常時アクセスできる環境を維持・向上させる。また、英語学習システム、授業アーカイブ、授業情報通知システム等の学習支援のための情報環境整備を推進する。
- 18) 教員の英語による教育能力の向上を含めたFD活動、事務スタッフの国際能力の向上を含めたSD活動を推進する。
- 19) 学生、教員、学外有識者、就職先等、多様な視点からの教育評価を組織的に行い、その評価結果を全学的にフィードバックし、教育の質の向上を進める。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 20) 学生の受け入れから修学・学生生活、将来設計の形成、さらに、修了後のキャリアアップの支援を行う。
- 21) 学生の心身の健康維持のため、健康教育、健康診断を定期的に行い、きめ細かなカウンセリング体制を維持し、その質の向上に取り組む。
- 22) 博士後期課程学生と留学生への経済的支援の基本ポリシーを定め、大学独自の支援策を含め、

支援制度を充実させる。また、留学生を含む学生の各種奨学金の受給促進に、全学的視点から取り組む。

- 23) 各種相談窓口、修了生アンケート等に加えて、役員と学生の対話の機会など、学生ニーズの把握のためのシステムを充実させるとともに、その情報を集約し、教育環境、生活環境の改善を行う。
- 24) NAIST ネット（終身メールアドレスシステム）も活用して、留学生を含む修了生と大学（在学生を含む）とのネットワークを拡充し、大学運営の改善、在学生の将来設計形成・就職支援に活用する。また、修了生に、最先端の研究動向を学ぶ機会を提供するなど、修了生のキャリアアップに取り組む。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 25) 「情報科学」、「バイオサイエンス」及び「物質創成科学」の各分野における世界トップクラスの研究活動を展開し、また、学際・融合領域研究への組織的な取り組みにより、次代を先取りする新たな研究領域を開拓する。
- 26) 環境・食糧・エネルギー・資源問題など社会的に要請される諸課題や、高度情報化社会の進展に伴い発生する諸問題等の解決に貢献する研究に積極的に取り組む。
- 27) 最先端の研究成果を世界に発信し、人類の財産として蓄積する。また、大学の研究成果を社会に還元するために、組織的に産官学連携等を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 28) 先端科学技術研究推進センターを中心に国内外の研究動向調査と現在及び将来の社会的要請に応えるための研究展開方向の検討、大学の研究活動の検証を行い、総合企画会議において研究戦略を策定する。
- 29) 大学としての研究戦略の下で、常設の教員選考会議により、国内外から優秀な人材を求め、戦略的な教員の配置を行う。さらに、学長直轄の教員ポストを設け、全学的視点から、学際・融合領域の開拓のために、大胆な教員・研究者の配置を行う。
- 30) 若手研究者が最大限に能力を発揮し、評価されるシステムとして、テニユアトラック制等を導入するとともに、少なくとも年3名の助教等の若手研究者に長期在外研究の機会を与え、国際的競争力を向上させるためのプログラムを実施する。また、ポスドク等の研究員についても、そのキャリアアップを支援する。
- 31) 学際融合領域研究棟の活用や研究費の支援などにより、卓越した研究者及び学際・融合領域の研究を積極的に支援できる体制を構築する。
- 32) 革新的な研究分野や新たなイノベーションの創出に向け、先端融合分野の研究を推進するため、研究科を越えた異分野の研究者の交流を促進する。
- 33) 最先端研究に必要な研究機器及び情報環境システムを計画的に整備するとともに、研究機器の革新にも迅速に対応し、常に最先端の研究環境を実現する。また、このための技術的支援スタッフを充実させ、その能力の向上を進める。
- 34) 研究成果の発信に加え、海外の教育研究機関との共同研究や組織的連携の推進、また、国際会

議の積極的な開催等の取り組みを通じて、世界に認知された教育研究拠点としての地位を確立する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 35) 産官学連携による人材養成と研究活動を展開し、先端科学技術の活用による社会の発展に寄与するとともに、組織的に大学の研究成果・シーズを社会に還元する。
- 36) けいはんな学研都市における中核機関として、自治体、近隣の企業及び大学等と連携した活動を行う。また、地域社会と連携して、一般市民や小・中・高校生などを対象とした、科学技術に関する興味を育むための教育サービスを実施する。

(2) 大学運営の国際化に関する目標を達成するための措置

- 37) 国際連携推進本部は、教育研究のグローバル化に関する企画立案を行うとともに、海外の教育研究機関との組織的連携の企画立案等、教育研究のグローバル化推進のために求められる大学運営の国際化を推進する。
- 38) 海外諸国の主要な教育研究機関と交流協定を締結し、教育研究の連携を推進するとともに、海外での活動の拠点を構築する。また、国際的な教育研究機関のネットワークに積極的に参加する。
- 39) 英語によるキャンパスライフを可能にするため、学内文書の英語化や教職員の英語能力向上のための取り組みを行うとともに、事務手続きについても、外国人学生・外国人研究者の利便性を高める。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

○戦略的な大学経営・運営

- 40) 総合企画会議において機動的かつ戦略的な大学経営・運営の検討を行う。そのため、企画室及び必要な課題に応じたプロジェクトチームを設置する。
- 41) 教育研究に関する目標を達成するために、従来の体制にとらわれず見直しを行い、柔軟かつ機動的な教育研究組織を編成する。また、運営組織の在り方も不断に見直し、適確な改革を行う。
- 42) 財務、人事、施設・設備に係る中長期的な計画を策定し、戦略的な学内資源配分を行う。
- 43) 教育研究の成果を社会へ向けて積極的にアピールし、世界水準の教育研究拠点としての大学の知名度及び存在感の向上を図るために、戦略的な広報活動を行う。

○教職協働体制の確立

- 44) 法人運営に関する諸情報の周知を図り、大学の方針に対する構成員の共通理解を進め、教職員の大学運営への積極的な参加を促進する。
- 45) 教職員の実務及び企画立案能力を高めるための取り組みを積極的に行い、原則として各種委員会に教員及び職員の双方を配置するとともに、横断的な取り組みが必要なテーマについては、プロジェクトチームにより機動的に取り組む。

○運営体制・大学経営の改善

- 46) 教員のテニユアトラック制の導入や職員の採用方法及び能力養成プログラムの改善等、人事制度の改善を検討・実施する。
- 47) 教職員の業務実績の評価方法を改善し、それを対象者に示すとともに、評価結果を処遇に反映させる。
- 48) 独立した内部監査体制の下、大学運営にかかる業務の遂行についての適法性・効率性の評価及び内部統制の評価を行い、運営に反映させる。
- 49) 監事の職務遂行を補助する体制の整備や内部監査部門との連携等、監事の監査環境をさらに整備し、監査結果を適切に運営に反映させる。
- 50) 学外委員への情報提供を充実させるなど、経営協議会の運営を一層改善し、その意見を大学経営に反映させる。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 51) 更なる IT の活用、ペーパーレス化や適切なアウトソーシング等により、教育研究支援機能の強化を図りつつ、事務処理の効率化・合理化を組織的な取り組みとして推進する。また、業務フローの見直しもを行い、必要に応じて事務組織の機能・編成を改善する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の安定的確保に関する目標を達成するための措置

- 52) 教育研究システム改革、重点プロジェクト推進、新研究分野の開拓等のための外部資金の獲得を組織的に進める。
- 53) 科学研究費補助金等の教員個人の外部研究資金獲得を促進するため、申請書作成の支援・助言等、その支援体制の整備に取り組む。
- 54) 大学の研究成果としての知的財産の活用により産官学連携を組織的に推進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 55) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間に於いて、△ 5% 以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。
- 56) 契約における競争性・透明性の確保、管理業務の簡素・合理化等を図り、経費の削減を推進する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 57) 大学の活動状況を効率的に集約するシステムを整備し、多様な視点から評価を実施し、教育研究の質と大学運営機能の向上にフィードバックする。特に教育研究に関しては、海外研究者を含む評価者による評価を実施し、国際的通用性を検証する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 58) 経営の透明性を確保するため、国民・社会に対して、自己点検評価結果をはじめ、情報公開・情報発信を推進する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 59) 施設マネジメントにより、スペースの有効活用、計画的な施設・設備の保全・改善等、大学施設の経済的かつ適切な管理を進める。
- 60) キャンパスマスタープランに基づき、生活環境の充実、キャンパス緑化の推進等、キャンパスの快適性を向上させる。
- 61) 地球環境の保全に貢献するため、省エネルギー・温室効果ガス排出量削減に積極的に取り組み、その達成状況を公開する。

2 安全管理及び危機管理に関する目標を達成するための措置

- 62) 全学的な安全管理体制の下、各種安全教育、施設・設備・機器の安全管理、教育研究・職場環境の保全、毒物劇物・放射線同位元素や組み換え生物の管理等を、引き続き法令に従って行う。また、自然災害等を含め、大学の活動における様々な危険性を評価し、それに対する対応策を明確にした危機管理体制を整備する。
- 63) 大学の情報セキュリティポリシーの下、情報及び情報ネットワークの適正な使用、データの確実な保全、不正侵入の防止など、情報セキュリティ対策に恒常的に取り組む。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- 64) 研究活動上の不正行為やハラスメントの防止、法令遵守に加え、社会的規範・倫理を守った大学運営を行うために、大学運営の透明化と監査機能の充実等、不正防止のための環境の整備を行うとともに、大学で定めた行動規範を全構成員に周知するなど、コンプライアンスマネジメントを充実させる。

4 その他の重要目標を達成するための措置

- 65) 男女共同参画室を中心として、学生・ポストドクを含む女性研究者のキャリア教育、女性研究者・女性職員が活躍できる環境整備、けいはんな地区の女性研究者ネットワーク形成等に取り組み、男女共同参画を推進する。
- 66) 学生のみならず教職員・ポストドク等についても、心身の健康維持のための健康診断とカウンセリング体制を維持し、その質の向上に取り組む。また、構成員の意見を教育研究環境、職場環境の改善に反映させる。

別表（収容定員）

平成 22 年度	情報科学研究科	421 人	〔 うち博士前期課程 292 人 博士後期課程 129 人 〕
	バイオサイエンス研究科	330 人	〔 うち博士前期課程 228 人 博士後期課程 102 人 〕
	物質創成科学研究科	270 人	〔 うち博士前期課程 180 人 博士後期課程 90 人 〕
平成 23 年度	情報科学研究科	407 人	〔 うち博士前期課程 281 人 博士後期課程 126 人 〕
	バイオサイエンス研究科	344 人	〔 うち博士前期課程 239 人 博士後期課程 105 人 〕
	物質創成科学研究科	270 人	〔 うち博士前期課程 180 人 博士後期課程 90 人 〕
平成 24 年度	情報科学研究科	393 人	〔 うち博士前期課程 270 人 博士後期課程 123 人 〕
	バイオサイエンス研究科	358 人	〔 うち博士前期課程 250 人 博士後期課程 108 人 〕
	物質創成科学研究科	270 人	〔 うち博士前期課程 180 人 博士後期課程 90 人 〕
平成 25 年度	情報科学研究科	390 人	〔 うち博士前期課程 270 人 博士後期課程 120 人 〕
	バイオサイエンス研究科	361 人	〔 うち博士前期課程 250 人 博士後期課程 111 人 〕
	物質創成科学研究科	270 人	〔 うち博士前期課程 180 人 博士後期課程 90 人 〕
平成 26 年度	情報科学研究科	390 人	〔 うち博士前期課程 270 人 博士後期課程 120 人 〕
	バイオサイエンス研究科	361 人	〔 うち博士前期課程 250 人 博士後期課程 111 人 〕
	物質創成科学研究科	270 人	〔 うち博士前期課程 180 人 博士後期課程 90 人 〕
平成 27 年度	情報科学研究科	390 人	〔 うち博士前期課程 270 人 博士後期課程 120 人 〕
	バイオサイエンス研究科	361 人	〔 うち博士前期課程 250 人 博士後期課程 111 人 〕
	物質創成科学研究科	270 人	〔 うち博士前期課程 180 人 博士後期課程 90 人 〕

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照。

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

16億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
小規模改修	総額 60	国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (60百万円)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

(1) 教員の人事に関する計画

- 若手研究者が最大限に能力を発揮し、評価されるシステムとして、テニュアトラック制等を導入する。
- 女性教員の採用の促進を図るため、女性教員が活躍できる環境を整備する。
- 大学院教育のグローバル化を推進するため、外国人教員を積極的に採用する。

(2) 職員の人事に関する計画

- 年俸制職員制度を構築し、専門性の高い分野において、即戦力となる人材を採用する。
- 人材育成に資するとともに組織の活性化を図るため、他大学等との計画的な人事交流を推進する。
- 大学を取り巻く大きな変化に対応できる人材の育成を図るため、多種多様な研修（階層別、実務、目的別、資格取得など）を実施する。
- 国際能力の向上を図るため、海外研修を継続的に実施する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 19,317百万円 (退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし。

(長期借入金)

大学用地一括購入事業

・償還期間：平成18～32年度(15年間)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金償還金 (民間金融機関)	648	639	629	620	610	600	3,746	2,858	6,604

(注) 金額は金銭消費貸借契約による償還計画に基づき計算されたものであり、具体的な措置については、毎年度の予算編成過程において決定される。

(リース資産)

該当なし。

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① 卓越した研究者及び学際・融合領域の研究を積極的に支援できる体制を構築するための学際融合領域研究棟の活用(環境整備)経費の一部
 - ② その他教育研究に係る業務及びその附帯業務

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 奈良先端科学技術大学院大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	37,289
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	60
自己収入	5,007
授業料及び入学料検定料収入	4,002
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	1,005
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	12,421
長期借入金収入	0
計	54,777
支出	
業務費	38,460
教育研究経費	38,460
診療経費	0
施設整備費	60
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	12,421
長期借入金償還金	3,836
計	54,777

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 19,317百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員退職手当規程及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与相当額及び教育研究経費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B (y) = H (y)}$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C (y) = I (y)}$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特種要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 奈良先端科学技術大学院大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	54,669
經常費用	54,669
業務費	45,254
教育研究経費	13,868
診療経費	0
受託研究費等	11,099
役員人件費	408
教員人件費	13,554
職員人件費	6,325
一般管理費	2,017
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	7,398
臨時損失	0
収入の部	54,669
經常収益	54,669
運営費交付金収益	35,402
授業料収益	3,169
入学金収益	660
検定料収益	172
附属病院収益	0
受託研究等収益	11,099
寄附金収益	1,031
財務収益	25
雑益	980
資産見返負債戻入	2,131
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 奈良先端科学技術大学院大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	55,377
業務活動による支出	48,618
投資活動による支出	2,323
財務活動による支出	3,836
次期中期目標期間への繰越金	600
資金収入	55,377
業務活動による収入	54,717
運営費交付金による収入	37,289
授業料及び入学料検定料による収入	4,002
附属病院収入	0
受託研究等収入	11,099
寄附金収入	1,138
その他の収入	1,189
投資活動による収入	60
施設費による収入	60
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	600

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。